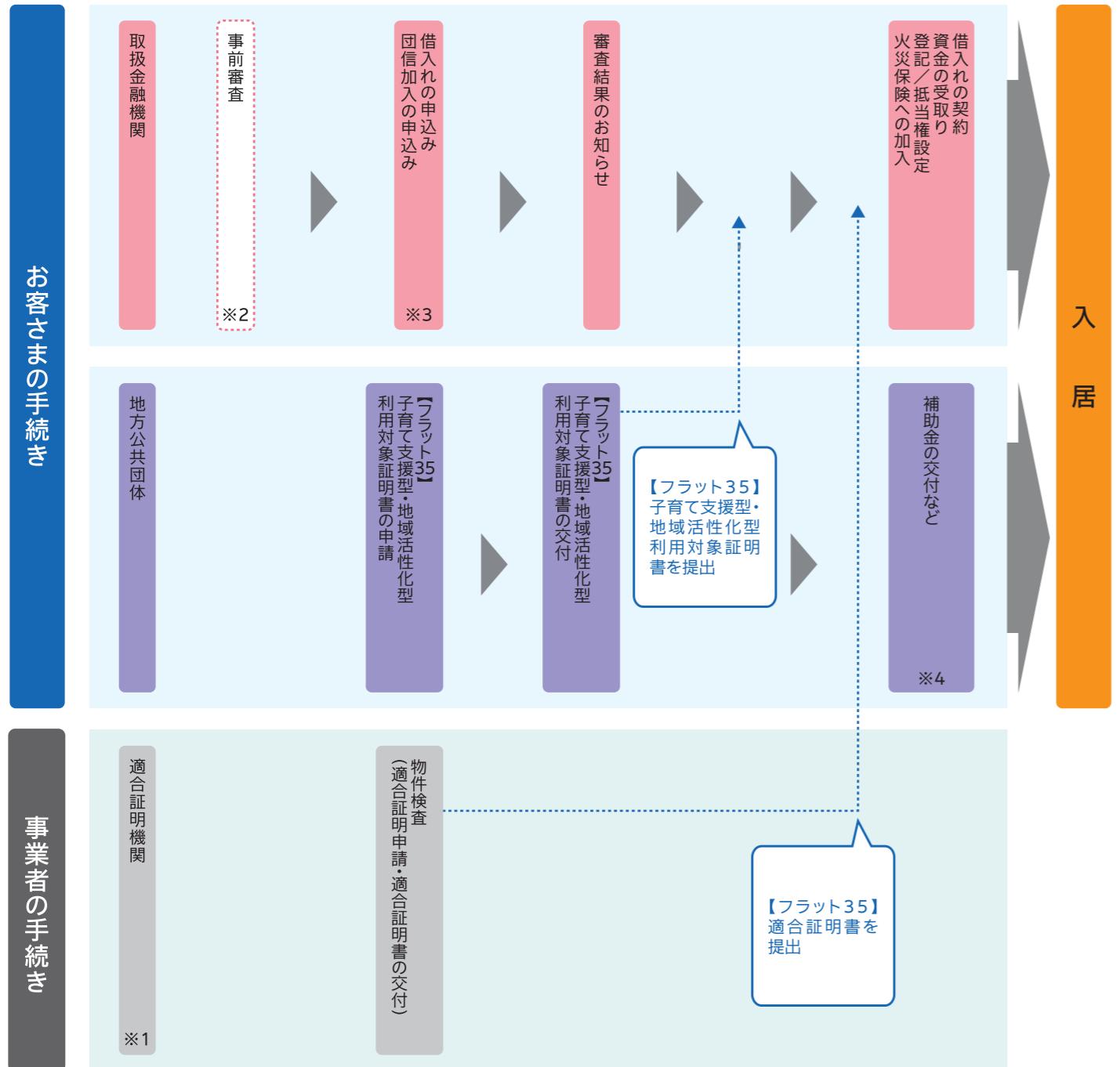


ご利用手続きの流れ

2019年10月版



*上図は、一般的な手続きの流れを示しています。取扱金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続きの順序は問いません。ただし、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書および【フラット35】適合証明書は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。
 ※1 合適証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。※2 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。※3 借入申込みにあたっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込み予定の取扱金融機関にご確認ください。※4 補助金の交付などは、各地方公共団体の制度に基づき地方公共団体が実施するもので、入居後に実施される場合もあります。



子育て世帯の
マイホーム取得を
金利引下げで応援！

ずっと固定金利の安心 【フラット35】 子育て支援型

夢のマイホームでの子育てがグッと現実的に！

子育て支援に積極的な地方公共団体の財政的支援とセットで、
【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる。

地方公共団体

補助金の交付などマイホーム
取得者に対する財政的支援



住宅金融支援 機構

【フラット35】の金利引下げ

【フラット35】の借入金利から
当初5年間
年▲0.25%

*【フラット35】子育て支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション
お客様の体験談等は[こちら](#)

フラット35 検索 <https://www.flat35.com>



お電話でのお問合せ 0120-0860-35 ハロー フラット35
(お客さまコールセンター) 通話無料
お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金がかかります)

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非居住部分に係るものを除きます。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客様の負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客様の年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客様の負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客様の負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客様の負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。●【フラット35】子育て支援型、【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。



【フラット35】子育て支援型とは、
子育て支援について積極的な取組を行う
地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、
住宅取得に対する地方公共団体による
補助金交付などの財政的支援とあわせて、
【フラット35】の借入金利を
一定期間引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

*【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。
*このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。

住宅金融支援機構と連携する地方公共団体については、
[フラット35サイト\(\[www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html\]\(http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html\)\)](http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html)で、ご確認ください。

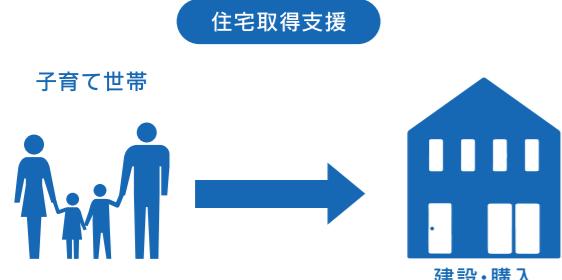


利用できる地方公共団体の事業の概要

(事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。)

住宅金融支援機構と連携する地方公共団体が次のいずれかの場合に、
補助金交付などの財政的支援を実施しており、お客さまがその交付対象である場合にご利用いただけます。

A 若年子育て世帯が
住宅を取得する場合



B 若年子育て世帯と親世帯が、
同居または近居するために住宅を取得する場合



【フラット35】子育て支援型の金利引下げについて

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	年▲0.25%

【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sを組合せて、さらに金利を引下げ!

【フラット35】Sとは、長期優良住宅※など質の高い住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。住宅の基準・条件により、金利Aプランと金利Bプランの2種類があります。

※長く安心、快適に暮らせる優良な住宅として国が定めた基準を満たし認定を受けた住宅。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅	住宅の条件*
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.5%	①認定低炭素住宅 ②一次エネルギー消費量等級5の住宅 ③性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法) ④耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 ⑤高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同建て住宅の専用部分は等級3でも可) ⑥長期優良住宅
	6年目から10年目まで	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%	
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.5%	①断熱等性能等級4の住宅 ②一次エネルギー消費量等級4以上の住宅 ③耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 ⑥劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同建て住宅などについては、一定の更新対策が必要)

※金利引下げメニューごとの上記住宅の条件のうち、いずれか1つ以上に適合する必要があります。

※表中の住宅の条件について、詳しくはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。

(注)【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

比べて実感! 「毎月の返済額」と「総返済額」の試算表をご覧ください。

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.11%※の場合

※2019年9月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機関団信付き金利の場合で、取扱金融機関が提供する最も多く【フラット35(買取型)】の金利で試算した参考プランです。

金利引下げメニュー	返済期間	借入金利	毎月の返済額	総返済額	【フラット35】との比較 (総返済額)
【フラット35】	全期間	年1.11%	86,232円	36,217,361円	
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	年0.86%	82,742円	35,835,192円	△382,169円 【フラット35】より 総返済額が 約38万円お得!
	6年目以降	年1.11%	85,752円		
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年0.61%	79,342円	35,129,741円	△1,087,620円 【フラット35】より 総返済額が 約108万円お得!
	6年目～10年目	年0.86%	82,268円		
	11年目以降	年1.11%	84,777円		

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料などは含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果は概算です。